

第 1098 回教育委員会 会議録

令和 3 年 5 月 20 日

14:00~14:15

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1098 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

⑤議 事

<菅間教育長>

これより議事に入ります。

議第 1 号「山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集」について、生涯教育・学習振興課長より、説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

議第 1 号「山形県朝日少年自然の家の指定管理者の募集」について、御説明申し上げます。議 1-1 をお開きください。

まず、この度お諮りするのとは、次の議 1-2 の提案理由に記載しておりますとおり、山形県朝日少年自然の家に平成 28 年 4 月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、指定管理者の募集について提案するものでございます。

それでは、議 1-1 にお戻りください。山形県朝日少年自然の家は、昭和 49 年に西村山郡大江町に設置された青少年教育施設であります。所在地は西村山郡大江町大字左沢字楯山で、最寄り駅の JR 左沢駅から北へ徒歩 15 分のところに位置しております。

指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

「申請者に必要な資格」としては、(1) 県内に主たる事務所、本店を有していること、(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定による一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと、(8) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと、など 9 項目を挙げているところです。

続きまして、議 1-3 を御覧ください。まず、山形県朝日少年自然の家の施設概要について御説明いたします。設置目的は、団体宿泊訓練としての研修会や野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るために設置された施設でございます。敷地面積は約 8 万平方メートルあり、東

京ドーム約 1.7 個分となります。建物は地上 3 階建てで、主な設備として、ベッドの宿泊室が 14 部屋、和室が 2 部屋に計 200 名が宿泊可能であり、他に集会室、体育館、プラネタリウムなどを備えております。

施設の利用時間は、原則として午前 9 時から午後 9 時まで、休館日は、原則として祝日、年末年始、毎月第 3 日曜日及び月曜日となっており、利用時間と休館日ともに、この基準内で指定管理者が自ら定めることとなります。

延べ利用者数は、御覧のとおり、児童生徒数の減少や小学校の宿泊学習としての利用が隔年開催となったり、利用日数の短期化が図られたりしたことにより年々減少しており、さらに令和 2 年度は、コロナ感染症の対策として、休館や事業の中止や一部利用制限等をしたことから大幅な減少となっております。

現在の管理運営体制は、県職員は正職員 4 名のほか、利用者への指導補助などを行う 6 か月間の臨時職員 1 名となっております。また、現在の指定管理者は株式会社ヤマコーであり、職員は常勤職員が 3 名、非常勤職員が 6 名となっております。

次に、指定管理者の公募に係る事項となります。指定管理者が行う業務は、施設設備の維持管理、運營業務、利用許可及び利用者への指導業務としており、指導業務には、土・日や祝日等に開催する日帰りや 1 泊 2 日程度の短期の企画事業の実施を含むものとしております。指定管理料は、5 年間で 1 億 7,826 万 7,000 円を上限として、その範囲内での提案を受けることとなります。

最後に、選定スケジュールでございます。本日教育委員会へ指定管理者の募集について付議させていただいたところですが、6 月 4 日に開催予定の指定管理者審査委員会において募集要項等を審査していただく予定であります。その審査を経て、8 月 6 日から 9 月 17 日まで募集を行う予定としております。

候補者の選定については、募集締め切り後、10 月上旬に開催する選定審査委員会で審査いただき、その結果を踏まえ、10 月下旬以降に候補者の選定、公表の予定でございます。

選定された候補者については、県議会 12 月定例会での議決を経て、指定管理者の指定の議案を教育委員会に付議させていただく予定としております。説明は、以上でございます。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第 2 号「山形県金峰少年自然の家に係る指定管理者の募集に

ついて」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

議第2号「山形県金峰少年自然の家の指定管理者の募集」について、御説明申し上げます。

この度お諮りするのには、議2-2の提案理由に記載しておりますとおり、山形県金峰少年自然の家に平成31年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、指定管理者の募集について提案するものでございます。

それでは、議2-1にお戻りください。山形県金峰少年自然の家は、昭和51年に鶴岡市に設置された金峰少年自然の家の本館と、昭和46年に飽海郡遊佐町に設置された海浜自然の家の分館からなる青少年教育施設であります。指定の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

申請者に必要な資格については、先ほどの朝日少年自然の家の指定管理と同様に9項目を挙げているところでございます。

続きまして、議2-3を御覧ください。まず、山形県金峰少年自然の家の施設概要について御説明いたします。設置目的は、団体宿泊訓練としての研修会や野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るために設置された施設でございます。本館は、敷地面積が7万7,000平方メートルあり、東京ドーム約1.6個分となります。

建物は地上3階建てで、主な設備として、ベッドの宿泊室14部屋、和室2部屋に計200名が宿泊可能であり、研修室、体育館なども備えております。

分館は、敷地面積が14万3,000平方メートルあり、本館の約2倍となっております。建物は地上2階建てで、ベッドの宿泊室16部屋、和室5部屋に計210名が宿泊可能であり、こちらも研修室、体育館などを備えております。

施設の利用時間は、原則として午前9時から午後9時まで、休館日は、原則として祝日、年末年始、毎月第3日曜日及び月曜日となっておりますが、分館は10月21日から翌年5月14日までは冬期休館となります。なお、利用時間と休館日ともに、この基準の範囲内で指定管理者が自ら定めることとなります。

延べ利用者数は、御覧のとおり、児童生徒数の減少や小学校の宿泊学習としての利用が隔年開催となったり、利用日数の短期化が図られたりしたことにより年々減少しております。さらに令和2年度は、コロナ感染症の対策として、休館や事業の中止、一部利用制限等をしたことから大幅な減少となっております。

現在の管理運営体制は、県職員は正職員7名のほか、利用者への指導補助などを行う6か月間の臨時職員1名となっております。また、現在の指定管理者は庄内アソビプロジェクトであり、職員は常勤職員が5名、非常勤職員が9名となっております。

次に、指定管理者の公募に係る事項となります。指定管理者が行う業務は、施設設備の維持管理、運営業務、利用許可及び利用者への指導業

務としており、指導業務には、土・日や祝日等に開催する日帰りや1泊2日程度の短期の企画事業の実施を含むものとしております。指定管理料は、4年間で2億6,602万円を上限として、その範囲内での提案を受けることとなります。

最後に、選定スケジュールでございます。本日教育委員会へ指定管理者の募集について付議させていただいたところですが、6月4日に開催予定の指定管理者審査委員会において募集要項等を審査していただく予定であります。その審査を経て、6月11日から7月16日までの募集を行うことを予定しております。

候補者の選定については、募集締め切り後、7月下旬に開催する選定審査委員会で審査いただき、その結果を踏まえ、8月下旬以降に候補者の選定、公表の予定でございます。

選定された候補者については、県議会9月定例会での議決を経て、指定管理者の指定の議案を教育委員会に付議させていただく予定としております。説明は、以上でございます。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<片桐委員> 教えていただきたいのですが、庄内アソビバプロジェクトという団体は会社組織なのでしょうか。そして、この名称が正式名称なのでしょうか。

<生涯教育・学習振興課長> 庄内アソビバプロジェクトが正式名称でございます。団体としては、庄内地区の環境関係の会社が中心となり、運営している任意団体になります。

<山川委員> 令和元年度と令和2年度を比較すると、利用者は約半分になっている一方で、使用料収入については10分の1以下になっていますが、これには何か原因があるのでしょうか。

<生涯教育・学習振興課長> 収入の主なものとしては、イベントへの参加費になります。このイベント参加費の積算内訳としては、講師への謝金、参加者が食事する際に必要となる実費やシーツ等のクリーニング代などがあります。令和2年度の収入が特に減少している要因の一つとして、令和2年度に実施したイベントの講師についてはボランティアとして引き受けていただくことが多かったため、講師への謝金分が減少していることが挙げられると聞いております。

<菅間教育長> もう一つの要因として、これまでは宿泊付きの企画だったものが、昨年度については、日帰りの企画となったため、宿泊料収入が減少したこともあるのではないかと考えられると思います。

<菅間教育長> ほかに何かございますか。なければ、原案のとおり可決してよろしい

ですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

⑥閉 会

<菅間教育長>

ほかになければ、これで、第1098回教育委員会を閉会いたします。